

添付法令資料 3 :

ミャンマー投資法
(2016 年連邦議会法第 40 号)
ビルマ暦 1378 年ティーティンチュッ月黒分 7 日
(2016 年 10 月 18 日)

- 第 1 章 名称及び定義 (第 1 条及び第 2 条)
- 第 2 章 目的 (第 3 条)
- 第 3 章 法律の適用範囲 (第 4 条及び第 5 条)
- 第 4 章 委員会の設立 (第 6 条ないし第 13 条)
- 第 5 章 委員会からの退出及び解任並びに空席の補充任命 (第 14 条ないし第 22 条)
- 第 6 章 委員会の職責及び権限 (第 23 条ないし第 28 条)
- 第 7 章 会議の開催 (第 29 条ないし第 35 条)
- 第 8 章 申請の提出 (第 36 条)
- 第 9 章 認可申請書の提出 (第 37 条ないし第 39 条)
- 第 10 章 投資事業の種類に係る規定 (第 40 条ないし第 46 条)
- 第 11 章 投資家の取扱い (第 47 条ないし第 49 条)
- 第 12 章 土地の使用 (第 50 条)
- 第 13 章 従業員及びワーカーの任用 (第 51 条)
- 第 14 章 投資の保証 (第 52 条ないし第 55 条)
- 第 15 章 資金の移転 (第 56 条ないし第 64 条)
- 第 16 章 投資家の義務・責任 (第 65 条ないし第 72 条)
- 第 17 章 付保 (第 73 条)
- 第 18 章 減免 (第 74 条ないし第 81 条)
- 第 19 章 紛争解決 (第 82 条ないし第 84 条)
- 第 20 章 行政罰 (第 85 条ないし第 88 条)
- 第 21 章 例外事項 (第 89 条)
- 第 22 章 安全保障に関する適用除外 (第 90 条)
- 第 23 章 雑則 (第 91 条ないし第 101 条)